

# 比内支援学校かつの校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

## ○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。

本方針は「秋田県いじめ防止等のための基本方針」改訂版が平成29年3月に示されたことを受け、かつの校ですべての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るために策定した。

## 1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 全校児童生徒に対し「いじめは決して許されない」「いじめは犯罪行為として扱われることがある」ことを理解させる。
  - ①いじめ防止に関する指導を年間計画に位置付ける。
  - ②いじめに同調又は傍観する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、集団機能を強化する。
  - ③インターネット等のICT機器を介したいじめを防止する情報モラルの指導をする。
- (3) 学校生活全体を通して、豊かな情操と道徳心を育む。
  - ①日常的に学級・学部や集団の中でいじめ問題に触れる。また年度当初や学期始めは重点的に指導する。
  - ②道徳教育などの教育活動で、自他を認める態度や互いに尊重し合う人間関係を育む。
  - ③学校行事や児童生徒会行事等の全校での活動や体験活動、部活動などを通して、異年齢集団での交流を深め、人を思いやる気持ちを培う。
  - ④児童生徒が自己有用感を高めながら互いに認め合う気持ちを育めるよう、仲間と協力して困難を乗り越えられるような経験を重ねる機会を積極的に設ける。
- (4) 児童生徒によるいじめを防止するため、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
  - ①いじめ防止に関わる集会や思いやり活動を行うなど、児童生徒自らがいじめ防止に取り組めるよう、児童生徒会や体験を中心とした活動を積極的に取り入れる。
  - ②児童生徒、自らがいじめ防止に取り組む態度を養う。

- (5) 学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図り一環した指導を行う。
- ①いじめ防止の方針を全教職員で共通理解し、各学部毎に具体的な防止策について検討し、実践する。
  - ②学期末にいじめ防止策が実情に応じて機能しているかを各学部毎にチェックし、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。
  - ③生徒指導の研修会で得たいじめ防止への有効な手立てについて、全職員が学ぶ機会を設ける。

## 2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) 将来いじめに発展する可能性のある兆候を見逃さず、当該児童生徒とその周囲の児童生徒に早期の段階でいじめ防止の指導を行う。
- ①学校生活の中で児童生徒の気になる変化や気になる行為があった場合には、その行動や背景について検討し、対応策を全職員がいつでも共有できる体制をとる。
  - ②被害者からの訴えがなかったり、遊びやふざけという外形でカムフラージュされたりしている可能性のある事案については、周りの児童生徒から情報を細かく聞き出すなど注意深く対応する。
- (2) 定期的な面談調査や教育相談の実施、地域の電話相談窓口を児童生徒及び保護者に周知するなど、児童生徒が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。
- ①教育行政機関のいじめアンケートをもとに実態を把握し、必要に応じて教育相談を実施して事実確認等を行う。
  - ②月1回の定期的な個人面談を行い、いじめに関する情報の聞き取りを行う。
  - ③学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、それぞれの場所での児童生徒の様子や環境の変化等の情報を積極的に得る。

## 3 いじめへの対処

- (1) いじめの事案が発生した場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して早期に指導する。
- ①できるだけ多くの情報を収集し、客観的事実に基づき、いじめの有無について判定する。
  - ②いじめを訴える児童生徒がいた場合、プライバシーに配慮し聞き取りの場所、時間等を考慮したり、聞き取った内容の扱いを慎重に行う。
  - ③いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることのみならず、自らの人間性も損なう行為であること、場合によっては犯罪に該当する行為であることを理解させる。併せて、いじめの根源となっている内的な不満やストレスを把握し、健全

な形で克服できるように指導する。

④いじめを傍観していた児童生徒に対しても、人間として直接又は間接的（教職員に知らせる等）にいじめを止める行動をすべきことを指導する。

⑤臨時の学部集会等を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を児童生徒全員に徹底する。

(2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

①個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。

②加害児童生徒、被害児童生徒の保護者には状況の説明と対応策を迅速に連絡する。

#### 4 地域や家庭との連携

(1) P T Aや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。

(2) 学校が行う体験活動の充実により、児童生徒が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。

(3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、外部専門家との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。

#### **いじめの定義** (いじめ防止対策推進法第2条第1項)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### **いじめの解決**

被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

#### **いじめ防止に向けての組織**

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、学校はいじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学部主事、養護教諭等から成る校内組織を置く。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。